教育警務委員会会議録

Ⅰ　日　　時　令和８年３月19日（木）
午前９時57分開会
午後０時01分閉会

Ⅱ　場　　所　第４委員会室

Ⅲ　出席委員

委員長	瀬川　侑希
副委員長	立村　好司
委員	佐藤　則寿
〃	尾山謙二郎
〃	鍋嶋慎一郎
〃	大門　良輔
〃	永森　直人
〃	鹿熊　正一

Ⅳ　出席説明者

教育委員会

教育長	廣島　伸一
理事・教育次長	小杉　　健
教育次長・教育みらい室長	中﨑　健志
教育次長	板倉由美子
教育企画課長	森安　祐成
教育企画課課長（ＩＣＴ教育推進担当）	五十嵐佳美
教育みらい室小中学校課長	木下　貴子
教育参事・教育みらい室県立高校課長	土肥　恵一

教育参事・教育みらい室特別支援教育課長

魚津　直美
教育みらい室県立高校改革推進課長
丸田　祐一
教育みらい室課長（児童生徒支援担当）
岡本　一善
教育みらい室課長（夜間中学設置準備担当）
岩田理恵子
生涯学習・文化財課長
前川　秋人
生涯学習・文化財課課長（青少年・家庭成人教育担当）　河原　千里
教職員課長　安川　賢一
保健体育課長・課長（派遣スポーツ主事担当）
五島　直樹
保健体育課課長（食育安全担当）
松嶋　保子

公安委員会

公安委員長　川端　雅彦
警察本部長　髙木　正人
警務部長　伴野　康和
生活安全部長　古川　秀治
地域部長　福山　大
刑事部長　橋森　俊広
交通部長　井上　数也
警備部長　青野　秀夫
警務部参事官・首席監察官
渡部　高史
警務部首席参事官・警務課長
水名　健
警務部参事官・会計課長

池田　高彦

Ⅴ　会議に付した事件

１　２月定例会付託案件の審査

２　請願・陳情の審査

３　閉会中継続審査事件の申し出について

４　教育警務行政当面の諸問題について

５　行政視察について

Ⅵ　議事の経過概要

１　２月定例会付託案件の審査

(1)　説明事項

瀬川委員長　それでは、本定例会において本委員会に付託された諸案件の審査に入ります。

付託された諸案件は、議案付託表のとおりです。

追加提案された案件について、当局から説明願います。

廣島教育長

・令和７年度富山県一般会計補正予算（教育費）

髙木警察本部長

・令和７年度富山県一般会計補正予算（警察費）

(2)　質疑・応答

瀬川委員長　これより付託案件についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。――ないようですので、質疑なしと認めます。

(3)　討論

瀬川委員長　これより討論に入ります。

討論はありませんか。――ないようですので、討論なしと認めます。

(4)　採決

瀬川委員長　これより付託案件の採決に入ります。

本委員会に付託された諸案件のうち、まず、議案第１号令和８年度富山県一般会計予算のうち本委員会所管分ほか

４件及び報告第１号地方自治法第179条による専決処分の件のうち本委員会所管分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

瀬川委員長　挙手全員であります。

よって、議案第１号ほか４件及び報告第１号については、原案のとおり可決または承認すべきものと決しました。

２　請願・陳情の審査

瀬川委員長　次に、請願・陳情の審査に入ります。

請願は１件付託されておりますので、当局から順次説明願います。

森安教育企画課長　請願第３号のうち、項目４について御説明をいたします。

学校施設の長寿命化対策や大規模な改修につきましては、新時代とやまハイスクール構想との整合性を図りながら、検討することとしております。

また、緊急性や必要性の高い修繕につきましては、現在在籍している生徒が安全かつ安心して学べる環境を確保するため、引き続き必要な予算の確保と配分に努めながら、取り組ませていただきたいと考えております。

丸田県立高校改革推進課長　それでは、請願第３号のうちの項目の１つ目、県立高校の在り方の検討をより県民に開かれた形で進めることについて御説明いたします。

県立高校の在り方については、様々な方法で幅広く県民の皆さんの御意見をお聞きしながら、議論を重ね、１月の総合教育会議で新時代とやまハイスクール構想の実施方針を取りまとめたところでございます。

今後は、実施方針に基づき、具体的な学校づくりについて検討していくこととなりますが、今回の構想は、現在の各高校の教育内容に着目して、県立高校を再構築するもの

でございます。これまでの各高校での教育実績に新たな取組を加え、今後必要と考えられる教育内容を整理いたしまして、その教育内容を様々な学校規模で組み合わせ、それぞれのエリアの今後の中学校卒業予定者数を踏まえ、バランスよく配置することとしております。

こうした考え方に基づき、構想検討会議で議論を進める中で、検討の方向性などをどのようにお示しし、御意見をお聞きすることができるか、丁寧に検討してまいりたいと考えております。

引き続き節目節目で生徒や保護者、県民の皆様に丁寧に方針をお伝えしながら、丁寧な議論に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、項目の２つ目、「20校」「480人」など、実施方針の中の数値の枠を固定的なしばりとせず、見直しを含めて柔軟に検討を進めることについて御説明いたします。

構想の実施方針では、国の高校教育改革に関するグランドデザインも踏まえながら、社会情勢の変化や今後の中学校卒業予定者数の状況などに応じて、必要な場合は見直しを行うこととしております。構想の推進に影響を及ぼすような変化がありました場合においては、その状況を分析の上、計画を見直すことになると考えております。

今後も教育環境の大きな変化が予想されます中、本県の教育実績を活かしつつ、こどもまんなかの視点から、県立高校には何が必要かを考え、状況に応じて柔軟に対応しつつ、構想を着実に推進してまいりたいと考えております。

続きまして、項目の３つ目、「１学年480人の総合選択制普通科単独校」とされている「大規模校」については、人数、学科構成などについてさらに議論を深め、慎重かつ詳細に検討することについて御説明いたします。

大規模校である総合選択ハイスクールは、生徒や教員のニーズも踏まえ、多くの科目から選択履修でき、多様な考え方に接することにより、他者と協働して社会参画できる力をより高めることを狙いとし、普通系学科のスタンダードをベースにスポーツや芸術を重点的に学べる教育内容を取り入れますとともに、職業系専門科目の一部も加えた多様な選択科目を開設する案としているところでございます。

大規模校の定員につきましては、その特徴であります多様な学習内容を選択できるという機能を果たすために必要な規模を確保することを前提に検討すべきものと考えており、まずは、設置場所や整備方法などの検討を進めました上で、具体的な学校づくりに当たりましては、定員や学科構成などにつきましても、丁寧に検討されますよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、項目の５番、県立高校の定員割れの背景をしっかりと検証し、安易に再編統廃合の口実としないことについて御説明いたします。

近年、生徒の進路希望の多様化、不登校生徒や外国籍生徒への対応など、教育を取り巻く環境が大きく変化してきております。

私立高校の授業料の実質無償化や学びの多様な選択肢を求める生徒、保護者の増加などの影響が考えられますが、県立高校一般入試の全日制全体の志願倍率が１倍を割り込む結果となりました。

今後、入学者志向の変化などの状況も十分に分析しました上で、県立高校の魅力化と発信力の強化、社会の変化や生徒のニーズに対応した学校づくりが必要であると考えております。このため、再編の第１期では、グローバルハイスクールと未来探求ハイスクールの教育内容など、具体的な検討を進めますとともに、国の高校教育改革に関するグ

ランドデザインに基づく支援も活用しながら、生徒にとって魅力ある学校づくりに努めてまいりたいと考えております。

(2)　質疑・応答

瀬川委員長　ただいま当局から説明を受けましたが、これについて質疑はありませんか。――ないようですので、質疑なしと認めます。

(3)　討論

瀬川委員長　これより討論に入ります。

討論はありませんか。――ないようですので、討論なしと認めます。

(4)　採決

瀬川委員長　これより採決に入ります。

請願第３号「県内どこに住んでいても、学習の機会が保障されるよう、県立高校再編の検討を慎重にすすめることを求める請願」のうち、項目４を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

瀬川委員長　挙手少数です。

よって、請願第３号のうち、項目４については不採択とすべきものと決しました。

同じく請願第３号のうち、項目１、２、３、５を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

瀬川委員長　挙手全員です。

よって、請願第３号のうち、項目１、２、３、５については、採択すべきものと決しました。

したがって、請願第３号については、一部採択すべきものと決しました。

(5)　陳情に係る説明事項

瀬川委員長　陳情は２件付託されておりますので、当局から順次説明願います。

森安教育企画課長　陳情第１号－２のうち、項目の４－２について御説明いたします。

県立学校におきます感染症対策のための設備につきましては、これまでも迅速かつ柔軟な対策が取れるよう、学校裁量予算により、各学校が実情を踏まえ、必要に応じて整備してきたところでございます。

引き続き各学校が必要な対策を実施することができるよう、学校裁量予算の確保に努めたいと考えております。

松嶋保健体育課課長　私からは、陳情第１号－２の項目１－２、文部科学省方針の再検討を国に求めること、項目２－２、マスクの着用の徹底と誤指導の是正、項目３－２、自治体独自のガイドライン策定、項目６－２、学校版の段階的対策と警報制度の連動、項目８－２、健康影響と家庭負担に関する情報提供の強化について御説明いたします。

項目１－２、文部科学省方針の再検討を国に求めることにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、令和５年２月に厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部から「マスク着用の考え方の見直し等について」が発出されております。令和５年５月以降、感染症法上の位置づけに変更はなく、病原性が大きく異なる変異株が出現するなどの事情は生じておらず、マスク着用に関する変更を求める事由は発生しておりません。

項目２－２、マスク着用の徹底につきましては、文部科学省の通知や学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルが発出され、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とすること、引き続きマスクの着用を希望する児童・生徒に対し

て適切に配慮すること、地域や学校での感染症状況等に応じて、学校教員がマスクの着用を促すことも考えられるが、児童・生徒や保護者の主体的な判断が尊重されることなどが示されており、市町村教育委員会をはじめとする教育機関に対し、国の通知に沿って、適切な対応を行うよう周知しております。

項目3－2、自治体独自のガイドラインの策定につきましては、衛生管理マニュアルにおいて、平時での対応、感染流行時での対応について示されております。

項目6－2、学校版の段階的対策と警報制度の連動、項目8－2、健康影響と家庭負担に関する情報提供の強化につきましては、県の学校保健・学校安全関係の手引きでは、感染拡大防止のため、発生防止の留意点として児童・生徒の健康状態の異常を早期に発見し、措置を講じること、校内の欠席の状況に留意すること、地域での発生や流行状況を把握すること、家庭に対しては無理に登校させないことなどを啓発しておくことなどを示しております。

また、発生時には、健康観察の強化、罹患児童・生徒には出席停止の措置、学級、学年、学校全体の欠席状況を確認しつつ、学級・学年閉鎖、臨時休業などの措置を取ること、学校内や地域での感染症発生状況などを家庭と共有し、注意喚起を行うことなどを示しております。

教育機関においては、衛生管理マニュアルや本手引きを参考とし、感染予防対策が実施されております。

森安教育企画課長　陳情第11号のうち、項目1と2について御説明をいたします。

項目1の学校施設の老朽化対策等につきましては、長寿命化対策や大型の建設事業は、新時代とやまハイスクール構想との整合性を図りながら、検討することとしております。また、緊急性や必要性の高い修繕につきましては、引

き続き必要な予算の確保と配分に努めながら、取り組ませていただきたいと考えております。

次に、項目２の空調の整備に関して、特別教室のエアコンにつきましては、令和４年度以降、毎年必要な予算を確保させていただき計画的に整備を進めております。

体育館の空調につきましては、特別支援学校への整備を令和９年度までに完了し、その後、令和10年度から県立高校の工事に着手し、令和12年度中に全校の体育館１棟への整備完了を目指したいと考えております。

移動式の空調設備につきましては、可能な限り早期に配備できますよう、新年度予算成立後、速やかに発注手続を進めたいと考えております。

五十嵐教育企画課課長　私からは、陳情第11号の項目３、４、５、８について御説明をさせていただきます。

まず、項目３についてでございます。

県立学校のタブレット端末につきましては、端末ＯＳのサポート終了や経年劣化によるバッテリー駆動時間の減少などから、他県の動向も参考にしながら、令和７年度入学生より保護者負担に移行したところでございます。

これに伴い、タブレット端末につきましては、個人所有の端末になることから、各御家庭での充電をお願いしているところでございまして、御理解をいただきたいと考えております。

続きまして、項目４になります。

個人所有のタブレット端末でのマイクロソフトオフィスの利用につきましては、ウインドウズに限らず、県教育委員会で県立学校の生徒がマイクロソフトオフィスを無償で利用できるよう、ライセンスを用意しているところでございます。設定方法につきましては、新入者向けに配布するセットアップマニュアルに記載することとしております。

今後も、県教育委員会のライセンスを有効に利用していただきたいと考えております。

続きまして、項目５になります。

アクセスポイントの増設につきましては、令和７年度に1,300台余りの更新を行いました。また、事前に全学校を対象に、今後１人１台端末を活用した授業を展開するために、体育館も含む必要な教室の希望調査の結果を基に新たに269台を増設いたしました。

運動場や農場へのＷｉ－Ｆｉ整備につきましては、各学校の意見や必要性、セキュリティー面を踏まえまして、今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして、項目８になります。

教職員の執務用パソコン及びタブレット端末につきましては、これまでも利用実態等を踏まえて、財政当局と調整し、全て配備してきたところでございます。さらなる追加配備につきましては、実際の使用状況や他県の状況を踏まえ、引き続き検討してまいりたいと考えております。

安川教職員課長　私からは、陳情第11号の項目６、９、10について御説明いたします。

まず、項目６、デジタル採点ソフトについては、昨年度の試験導入結果を受けて、今年度、希望する学校に対し、学校運営費を追加配当する形で補助することで継続使用を支援したところでございます。

新年度については、２年間の活用状況や費用対効果を精査し、その活用の在り方について検討してまいりたいと考えております。

次に、項目９、車利用の出張の際に係る駐車料金についてでございます。

業務遂行に伴う経費の適正化につきましては、学校現場の実態も踏まえて、引き続き検討してまいりたいと考えて

おります。

続きまして、項目10、実習助手についてでございます。

実習助手の採用については、県立高校の将来を見据えた採用の在り方や現在欠員補充として勤務する臨時的任用職員の希望等も踏まえて、慎重に検討してまいりたいと考えております。

五島保健体育課長　私からは、陳情第11号の項目7について御説明をいたします。

労働安全衛生法に基づきまして、常時50人以上の労働者を使用する事業場におきましては、事業者は産業医を選任し、労働者の健康管理などを行わせなければならないとされております。

このため、教職員数50人以上の県立学校の健康管理医につきましては、産業医の資格を有する医師を委嘱しているところでございます。

一方で、産業医資格を持つ医師が少なく、また多忙な医師も多いことから、直ちに全校において産業医資格を有する医師を委嘱することは難しいところではございますが、教職員数50人未満の学校においても、健康管理医を委嘱し、教職員の健康相談などに応じていただいておるところでございます。

瀬川委員長　ただいま当局から説明を受けましたが、これについて御意見等はありませんか。――ないようですので、これで陳情の審査を終わります。

３　閉会中継続審査事件の申し出について

瀬川委員長　次に、閉会中継続審査事件の申し出の件を議題といたします。

本委員会の閉会中継続審査事件については、資料の申し出案のとおり、議長に申し出たいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

瀬川委員長　御異議なしと認めます。

よって、申し出案のとおり、議長に申し出ることに決定しました。

４　教育警務行政当面の諸問題について

(1)　報告事項

資料配布のみ

交通部

・春の全国交通安全運動の実施

(2)　質疑・応答

佐藤委員

・共同学校事務室の設置による学校運営支援体制の整備について

・教員の健康・メンタルヘルス支援の強化について

・県警察と県内大学との連携について

鍋嶋委員

・県内における教員充足数と働き方について

大門委員

・部活動の地域展開について

永森委員

・新時代とやまハイスクール構想実施方針について

・学校での水泳授業について

立村委員

・交通指導取締りについて

鹿熊委員

・退職を迎えての心境と後進へのアドバイス

瀬川委員長　それでは、報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

佐藤委員　教員の長時間勤務対策が急務となっておりまして、

文部科学省では、学校の働き方改革に関する指針を改正し、教員の業務量の管理や健康確保に向けた計画を教育委員会が策定する際に踏まえるべき内容を示されております。

そこで、共同学校事務室の設置について伺います。

教員が本来の教育活動に専念できるよう、学校事務員をはじめスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さらにはＩＣＴの支援員や部活動指導員などの外部専門員の人材が一体となって教員を支えるチームの体制を強化することは大変に重要であります。

そこで、事務職員の専門性を生かした学校事務機能を強化するためには、県内においても、近隣の小・中学校の共同学校事務室の設置が有効であると考えますが、県内の市町村における検討状況はどうなのか、また、市町村による共同学校事務室の設置に向け、県としてどう支援するのか安川教職員課長の所見を伺います。

安川教職員課長　共同学校事務室は、市町村教育委員会が、基本的に事務職員が１人である小・中学校等で複数校の事務を共同で効率的に処理することができるよう、事務処理体制を強化することを目的に平成29年に設けられた制度です。

こうした制度の趣旨を踏まえ、これまで県教育委員会では、事務室の設置までには至らない市町村においても、複数校で定期的に事務の共同処理が行えるよう、小・中学校間における業務の平準化などの効率的な事務処理や、ＯＪＴを通じた人材育成にもつながる効果的な人員配置について工夫してきたところです。

また、今年２月には、市町村教育委員会における共同学校事務室の円滑な導入及び運営を促すため、共同学校事務室導入に向けた指針を策定し、市町村教育委員会に周知したところです。

こうした中、南砺市教育委員会では、新年度から県内初の共同学校事務室を設置される予定となりました。県教育委員会としましては、円滑な業務運営ができますよう、必要な人員体制を整えてまいりたいと考えております。

また、今後、南砺市教育委員会から業務実施の状況やその成果、課題等をお聞きするとともに、他の市町村にも情報提供を行い、設置に向けた相談等に丁寧に対応しますなど、市町村の取組を支援してまいりたいと考えております。

佐藤委員　今年の２月に指針を策定され、南砺市でそういった対応をしていただけるということですので、また県として様々なサポートをしっかりと行っていただければと思います。

続いて、教員の健康・メンタルヘルス支援について伺います。

教員の負担軽減と長時間勤務対策は健康管理の視点からも不可欠であります。健康管理や心のケアは教員自身の健康確保だけではありません。子供たちとしっかりと向き合うために重要な課題であると考えております。

そこで、教員の心身の健康を守るために、ストレスチェックの活用や医師による相談体制等の充実について、今後どのように取り組んでいかれるのか五島保健体育課長に伺います。

五島保健体育課長　県教育委員会では、公立学校共済組合と連携しまして、定期健康診断の実施や、その診断により精密検査や保健指導が必要となった場合の受診勧奨のほか、心の健康に対しても、不調を感じた場合には、早期対応、早期回復につなげる取組を行っております。

具体的には、精神科医である心の健康管理医や臨床心理士など専門家による相談体制を整えるとともに、全教員を対象にストレスチェックを実施し、高ストレスと判断、判

定された者や長時間勤務者等に対しては、医師による面談指導を勧奨しております。

さらに教員の変調にいち早く気づくことができるよう、管理職などを対象とするメンタルヘルス研修や臨床心理士によるストレス対策の出前講座などを実施しております。

加えて、新年度からは教育委員会内に保健師を配置し、電話やメール、面談による健康相談窓口を設置して、相談体制の充実を図ることとしております。

また、この保健師が専門的見地から健康診断やストレスチェックの結果などを分析し、保健指導が必要と思われる教職員本人や管理職に対し、産業医との面談を勧奨するなど、早期の健康リスク低減につなげたいと考えております。

今後とも学校と連携しながら、教員が全力で子供と向き合うことができるよう、教員の心身の健康保持・増進に努めてまいります。

佐藤委員　やはり子供の教育環境を整えるには、まずは先生の健康管理が第一義であると思いますので、ストレスなど教員によって様々な状況がありますけれども、身近なところで見守る体制もしっかりしていただければと思います。

それでは、引き続き富山県警察に質問します。厳しさを増す警察職員の採用情勢を踏まえ、20代から30代の若手警察職員が人材確保・活躍推進提言書を取りまとめて、組織に提言されるなど、今後の時代に合わせた魅力ある組織への転換を図っていると承知をしております。

また、大学との連携について、人口減少や少子高齢化によって全国的に警察職員の確保も難しくなる中で、県警察では、人材確保に向けた県内大学との連携を進めていると伺っております。県警察と大学が連携して、学生向けの防犯講習等を行うことは、学生の防犯意識の向上のほか、即戦力になり得る警察官の育成にも資する有意義な取組であ

ると考えますが、県警察と県内大学の連携の現状と今後の取組について伴野警務部長に伺います。

伴野警務部長　今、委員に御指摘いただいたとおりであり、少子高齢化に伴う就職適齢人口の減少や民間企業志向の高まりなどによりまして、令和7年度の警察官採用試験競争倍率は1.7倍となり、5年前に比べまして半減するなど厳しい採用情勢でございます。

このような中、県民の安全・安心の確保に支障を来さないようにするため、先ほど御紹介いただきました若手職員からの提言といったものも踏まえまして、時代に即した組織への転換を図るなど、人材確保に資する各種取組を推進することは、非常に重要なことであると認識をしております。

県警察における富山県内の大学と連携をした人材確保への取組につきましては、先月、県人材確保・活躍推進本部において策定された対策パッケージにもありますとおり、県内教育機関との連携等による単位制講義の実施拡大に取り組むこととしております。

県警察では、これまでも富山大学をはじめとする県内の大学などと連携いたしまして、サイバー部門の人材確保に向けた単位制集中講義をはじめ、警察本部長による警察業務に関する特別講義、学生が巻き込まれやすい詐欺や闇バイトなどの犯罪対策についての講習、そして、外国人留学生に対する交通ルールや110番通報の講習など、警察と大学等が連携した講義などを行ってまいりました。

また、富山県警察学生安全ボランティアが各種キャンペーンや防犯教室、そしてサイバーパトロールに参加するなど、学生の防犯意識を向上させる取組のほか、県内の大学教授とともに、児童を対象とした性暴力防止教室の効果検証に関する共同研究を行うなど、幅広い分野において大学

との連携を図っているところでございます。

県警察では、こうした各種取組を通じ、警察活動への興味や関心を深めることで就職先の１つとして県警察を選んでいただき、採用試験の受験につなげていただくなど、将来の警察活動を担う人材の確保・育成に取り組んでいるところでございます。

今後とも、大学をはじめとする県内の教育機関と連携しまして、優秀で多様な人材の確保に資する取組を推進してまいる所存でございます。

佐藤委員　本当に人材確保が大変な時代になりましたけれども、各大学等々でいろいろな方がいらっしゃいますので、倍率というよりも、優秀な方々を募っていただければと思います。既にとやまポリスでも、いろいろな角度で皆さんから協力をいただいておりますけれども、最近では交通事故云々の話もあり、有効なＡＩ解析といったこともなかなか簡単にはいかないわけですので、現場に即した有効な手立てを皆さんで講じていただきたいと思っております。

鍋嶋委員　今ほど佐藤委員からは、警察官における人材確保の話があったわけですけれども、私からは、教員数の現状と今後の対策について２点質問させていただきます。

全国では公立の小・中・高校で4,317人の教員不足が確認されており、４年前の約1.7倍に増加するなど、教育現場における深刻な課題となっていると先日報道されておりました。

富山県では、全国各地のような大規模な欠員は現時点では報告されてはいないものの、教員志願者の減少が続いており、将来的な教員確保に不安があると考えます。本県における教員採用試験の志願者は678人で、採用予定者約320人に対して、倍率は約2.1倍と全国平均と比べても低い水準となっています。

今後、教員の大量退職や志願者の減少が続けば、欠員や臨時教員の不足が生じる可能性も指摘されています。県では、ＵＩＪターンによる現職教員の採用や採用試験の工夫など人材確保に取り組んでいると承知していますが、今後は、働き方改革による負担軽減や処遇改善、教員志願者を増やす広報や奨学金制度の活用など、総合的な対策を進め、安定的な教員確保を図る必要があると考えます。

そこで、本県の教員数の現状と今後の対策について安川教職員課長にお伺いします。

安川教職員課長　近年、本県では、ベテラン教員の大量退職に伴う大量採用が続いておりますが、現在の年齢構成は、50代後半の方が約２割を占めておりますことから、今後四、五年はこの状況が続く見込みでございます。

その一方で、特に理系学部など、教育学部以外の学部からの教員志望者の減少に伴う専門教科の教員の不足など、優秀な教員の安定的な確保が課題となっております。

このため、県教育委員会では、これまで教員採用検査における大学３年時受検などの受検対象の拡大や動画等を活用した教職の魅力発信、学校における働き方改革など多方面で人材確保に取り組んでまいりました。昨年12月には、御紹介もありましたＵＩＪターンを希望する現職教員を対象とした冬選考を新たに実施いたしまして、６名が合格したところでございます。

新年度はとやまの教職魅力化・働き方改革一体プロジェクトといたしまして、１つ目に、地域人材の活用や校務のＤＸ化による多忙化解消の一層の推進、２つ目に、ペーパーティーチャーなどに向けた講習会の実施や講師登録のオンライン化、３つ目として、高校生、大学生が小・中学生に勉強や探究活動を支援するワークショップの開催など、働き方改革の推進による現職教員のウェルビーイングの向

上と中学生、高校生をはじめとする将来の教員志望者の裾野拡大の両面からの取組を一体的に進めることとしております。

今後とも、採用検査のさらなる見直しも進めながら、広報の仕方の工夫や昨年６月に成立した改正給特法に基づく教員の処遇改善と多忙化解消の一層の推進など、意欲ある教員の確保に総合的に取り組んでまいります。

鍋嶋委員　働き方改革や処遇改善など、いろいろな実効性のある対策をこれからまた講じていただいて、少しでも教員を増やす方向に持っていけるようによろしくお願いいたします。

続きまして、教員の残業問題と働き方改革についてであります。

文部科学省の調査によりますと、2024年度の教員の時間外在校等時間について、月45時間の上限を超える教員の割合は小学校で22.2％、中学校で39.5％となっており、前年度より減少したものの依然として高い水準にあります。また、過労死ラインとされる月80時間を超える教員も、小学校で1.3％、中学校では7.4％存在しており、長時間労働は改善傾向にあるとはいえ、依然として大きな課題だと考えます。

さらに年間360時間を超える教員の割合も、小学校で47.1％、中学校では64.3％と高い状況です。教員不足が指摘される中、教員の負担軽減と働き方改革を進めることは教員確保の観点からも重要であると考えます。

そこで、本県における教員の時間外勤務の現状をどのように認識しておられるのか、また、教員の働き方改革などをどのように進めていくのか、併せて部活動の地域移行や業務の見直しなど、長時間労働の改善に向けた具体的な取組について安川教職員課長にお伺いします。

安川教職員課長　本県では令和元年度から、とやま学校働き方改革推進プランを毎年度策定し、教員の時間外在校等時間の縮減に取り組んでまいりました。

こうした取組によりまして、例えば令和６年度に月45時間以上勤務した者の人数は、令和元年度との比較で、小・中・高校それぞれ10％以上減少したものの、依然として小学校、高校で約35％、中学校で約45％の教員が月45時間を超えており、より一層の対策が必要でございます。

このため、本年２月に時間外在校等時間が月45時間を超え得る教員をゼロとすることなどを目標とした、令和10年度までを計画期間とする県立学校における働き方改革推進プランを策定いたしました。プランでは、業務改善の推進、働く環境の整備、部活動改革、地域専門人材の活用、教員の意識改革と保護者、地域の理解促進、この５項目に取り組むこととしております。また、具体的な重点取組を毎年度策定し、進捗状況を点検しながら進めていくこととしておりまして、市町村教育委員会にも周知したところです。

部活動につきましては、国の新たな部活動改革に関するガイドラインを踏まえ、県のガイドラインを改正して、中学校での平日も含めた地域展開を推進しますほか、パスネットとやまや部活動応援企業などの運用により、必要な指導者の確保や応援企業の掘り起こしにも努めてまいります。

また、業務の見直しにつきましては、学校と教師の業務の３分類に基づきまして、学校以外、または教員以外が積極的に参画すべき業務を洗い出した上で、外部人材の活用や校務ＤＸ化を進めることとしております。

引き続き市町村、地域、保護者の皆様と連携し、働き方改革を着実に進めてまいります。

鍋嶋委員　教員不足が長時間労働などにつながるというのはもちろん分かるので、やはり根本的には教員を増やして長

時間労働を少なくするのが一番なのかもしれないです。
ただ、現状の人員でどうしていくかということが大事だと思いますので、今言われたような外部人材の活用など、いろいろとまた知恵を出して取り組んでいただければと思います。とりあえず今いる教員を大事にしていくには、それしかないかと思いますので、またよろしくお願いします。

大門委員　私からは、部活動の地域展開についてお伺いしたいと思います。
今議会でも部活動の地域展開について、いろいろと質問があったと思っております。この部活動の地域展開の予算を見てみますと、約１億1,000万円の予算をつけておられます。昨年の予算を見てみますと7,000万円でして4,000万円ほど部活動の地域展開に予算が多く充てられています。
これは、各市町村において部活動の地域展開が進んできたことも増額の要因になったと理解をしております。
ただ、私もスポーツの団体を何個か受け持たせていただいておりまして、本当に部活動の地域展開は、どれが正解なのかというのをすごく悩みながらやっている状況であります。やはり指導者がいないというのが１つ大きな課題でして、指導できている部活、できていない部活、それには差があると感じております。また、マイナーな競技に関しましては、地域を超えたクラブ化なども考えていかなければならないということもありますし、市町村によっては、進んでいる地域もあれば、そうでない地域もあり、いろいろな状況があると感じておるところでもあります。
そういった中で、今回の予算案ですけれども、昨年と比べて4,000万円増の１億1,000万円というわけですけれども、部活動の地域展開の予算の制度設計や増額した理由など、どのような取組にこの予算が活用可能なのか五島保健体育課長にお伺いしたいと思います。

五島保健体育課長　国は令和８年度からの６年間を改革実行期間と位置づけられまして、この期間内に原則休日の地域展開を実現すること、また、平日においても、各種の課題を解決しつつ、さらなる改革を推進することとされたほか、部活動改革を推進するための新たな補助制度も設けられたところでございます。

県教育委員会としては、これまで市町村が取り組まれた実証事業で明らかになりました様々な課題に対応するため、新年度、この補助制度を活用いたしまして、改革の主体である市町村を財政面でも後押しすることとしており、国、県、市町村が一体となって、部活動改革に取り組むこととしております。

制度設計でございますが、国の委託事業から補助事業に変わるわけでございますけれども、これまでと同様に、地域展開を進めるために必要な指導者の確保や施設使用料、保護者の負担軽減などにも活用可能な仕組みになっております。

また、新年度予算が今年度予算よりも増額となる理由につきましては、休日に加えまして、平日の地域展開に向けた取組を進める市町村や地域クラブが増えたこと、それから、これまで国の委託事業は、１市町村当たりの金額に上限があったところでございますが、新年度の補助事業では、上限は定められていないことなどによるものでございます。

大門委員　市町村の取組に対して補助をしていくということでありますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

土日だけではなくて平日の取組など、本当に先進的に進んでいる地域は進んでいますし、まだそういったところまで着手できていないところもあると思っています。いろいろなクラブチームや部活動に話を聞いてみますと、学校の施設の利用についても、やはり地域や学校によって、若干

の差があると思っているところであります。

例えば吹奏楽ですけれども、学校の施設を貸してもいい、また、学校の備品――トランペットなどいろいろな楽器があると思うのですけれども、それを貸してもいいという学校もあれば、学校の備品に関しては駄目という地域や学校もあったりします。

例えば、私はテニスの関係でいろいろやっていますけれども、土日にテニスコートを開放する地域もあれば、そうでない地域もあったりするわけです。それは、市町村で判断しているのか、学校で判断しているのかということは全て把握し切れていないところがあるのですけれども、学校の施設利用に関しても濃淡があります。地域展開をするには、学校の施設を使わせていただきたいというクラブチームやスポーツ協会もよくありまして、県内であっても学校によって施設利用の条件が違っているのではないかと理解をしているところです。

先ほども言いましたが、平日に活動する最先端を行っている地域と、そうでない地域に分かれるのですけれども、そういった学校の施設利用に関しては、ある程度統一したルール――使っていい、使っては駄目というものがあれば、よりいいと思っております。可能であれば、県がそういったところの調整をできないかと思うのですけれども五島課長にお伺いしたいと思います。

五島保健体育課長　地域クラブが部活動の地域展開で学校施設を使用する条件につきまして、市町村から実態を聞き取りいたしましたところ、グラウンド、体育館、武道館、テニスコートなど、施錠や警備システム上、校舎から独立した施設につきましては使用できるということでございました。

ただ、夜間照明のないグラウンドや校舎内の教室につい

ては、安全面やセキュリティー面などから使用を許可していないケースもあったところです。

また、用具等につきましては、多くの市町村では、学校と地域クラブで共同使用を可能としておりまして、今ほど委員もおっしゃられた吹奏楽の楽器に関しても、今年度の実証事業に取り組んだ市、町からは、部活動で使用している楽器は地域クラブ活動でも使用できると伺っております。

一方で、授業など学校教育で使用しているボールやネットなどの用具については、管理上の問題から使用できないとしているケースも見られたところでございます。

スポーツ基本法では、国立学校及び公立学校の設置者は、学校の教育に支障がない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならないとされておりますが、実際に中学校の体育館や校舎内を利用する場合には、先ほど申し上げた施錠など、各市町村における学校管理上の問題が出てくることもあると考えております。

県教育委員会では、特に地域展開の受け皿となります地域クラブが学校施設や用具を利用する際には、市町村教育委員会、学校、地域クラブが十分に協議しながら、柔軟に対応していただきたいと考えておりまして、今後、各市町村にもこうしたことを周知してまいります。

大門委員　五島課長が言われるとおり、制度上では、学校に支障がない限りは利用を進めることとなっていますけれども、現場の話を聞きますと、学校サイドとしては、そこまでは利用できませんというところもあり、学校によってばらつきがあると思っているところです。

どちらかというと、スポーツ協会などは、学校とできるだけ協力をしながらやっていきたいという思いであります。部活動が徐々に地域展開されてきましたけれども、本来は

面倒を見ていなかったものを私たちスポーツ協会などは見るようになってきたので、ある程度協力してほしい部分はあると理解をしておりますし、逆に、学校サイドから聞くと、働き方改革で、できるだけ部活動を切り離したいという思いが強くて、そこに若干ずれが起きているという印象があるところです。

それをどのように折り合いをつけていくかというところが大事だと思いますけれども、私はある程度、お互いが歩み寄って取り組んでいくことが必要だと思っております。

なので、部活動の延長線上に地域展開があるのか、それとも働き方改革の一環で切り離していきたいのか、その辺をしっかりと線引きをしていくことが必要かと思っておりますけれども、その点に関しまして五島課長にお伺いしたいと思います。

五島保健体育課長　今ほど委員もおっしゃられたように地域によって取組の進捗だったり、内容だったりは様々ではあろうかと思います。一方で、地域展開は、国のガイドラインにもございますように全国的に取組を進めていこうというところであります。一方で、働き方改革という面もあります。

はっきりとした線を引くのはなかなか難しいところがあるのかもしれませんけれども、改革実行期間の来年度からの６年間でしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

大門委員　本当に言われるとおり、私も線引きはすごく難しいと思います。お互いの思いがありまして、そこをどう歩み寄って、協力して、できるところを探していくかということが大事だと思っております。

この６年間でどういった形になっていくのか、すごく大事な期間だと思っております。ぜひ、富山県としても部活

動の地域展開がうまくいくように、また支援の検討もしていただきたいと思っておりますし、課題についてはいろいろと共有しながら進めさせていただけたらと思っております。

永森委員　それでは、私からは新時代とやまハイスクール構想実施方針について伺いたいと思います。

実施方針の取りまとめが終わったわけでありますけれども、まず、学区のことについて1つお尋ねをしたいと思います。

これまでの再編や通常の学級編制等々を考える際には、常に県内4つの学区をベースに議論がなされてきたと思っております。

一方で、実施方針を見てみますと、学区という言葉は出てきておりませんで、学校配置のイメージとして、県東部、県西部ということのみが出ている状況になっております。

学区についてはどう整理されているのか丸田課長にお尋ねします。

丸田県立高校改革推進課長　学区でございますが、従前は通学区域としまして4つ定めていましたが、令和6年度からは、全学区で全県1区となったところでございます。

そうしたこともあり、通学に関します全体的な傾向でございますが、居住する学区と異なる学区へ進学する生徒が増えておられます。具体的には、今から14年前の平成23年度におきましては、居住する学区と異なる学区への進学者の割合は15.7％でございました。その後、平成29年度にはそれが17.2％に、そして、令和7年度には18.8％といった形で増加をしてきております。

このように進学先の選択が広域化してきておりますので、今後の学校の配置の姿を検討するに当たりましても、こうしたことは考慮すべき事柄であると考えており、新時代と

やまハイスクール構想の実施方針では、御紹介のとおり県東部と県西部の２つのエリアに分けて、学校配置のイメージを整理させていただいたところでございます。

永森委員　学区を超えた通学が増えてきていることは理解するのですけれども、学区というのは、もうこれから考えないということでよろしいですか。

丸田県立高校改革推進課長　今後の具体的な第１期校などの検討に当たりましては、エリアごとの中学校卒業予定者数も踏まえながら、検討していくことになると考えております。

永森委員　実はその言葉がいつも非常に気になっていまして、各エリアの中学校卒業者数を考慮したバランスのよい配置という言葉がよく出てくるのです。その各エリアというのは何を指しているのかといつも聞きながら感じていまして、各エリアというのは、４つの学区のことを表しているのですか。

丸田県立高校改革推進課長　具体的には今後、検討会議の中での議論になってくると考えております。

永森委員　それがなかなか理解できないのです。非常に重要なところだと実は思っていまして、この後の質問にもつながってくる話ですけれども、これまで通常学校の募集定員を決めるときには募集率という考え方を取り入れておられて、それは各学区に中学校卒業者数がいて、おおむねその７割程度に募集定員を設定してきたというのが流れだと思っています。

この後もそういう考え方をベースとして持っていくのか。ただ、そうすると、中学校卒業者数がどんどん少なくなっていく新川学区や砺波学区というのは、必然的にどんどん学校が減らされていくことにつながっていくわけです。なので、それをそのまま踏襲すると、次の質問へ移りますけ

れども、富山学区や高岡学区にどうしても学校は集中してくることにならざるを得ないと思っております。

そういうことを許容していくのか、もしくはもう少し広く捉えて、新川学区であれ砺波学区であれ、中学校卒業者数が減るけれども、一定程度の学校を残すような考え方にしていくのか。つまり今の県教育委員会の言われるバランスのよい配置というのは、従前の考え方どおりのことなのか、そうしたことも柔軟に考えていくということなのか、そのあたりが実は非常に気になっているところであります。

丸田県立高校改革推進課長　繰り返しになるのですけれども、やはり中学校卒業予定者数をエリアごとにどう考えるかということが今後の検討になってくると思っております。

その卒業予定者数に応じた学校配置も含めました県内にバランスのよい配置をどう取っていくかということを検討していくことになるものと思っております。

永森委員　非常に重要なところだと思っておりますし、やはりデータもしっかりと検証してもらいつつ、県民の皆さんと共有しながら、議論を進めていただきたいと思います。

次に、大規模校のことであります。

大規模校については、一般質問の中で岡崎議員の質問に対しまして、大規模校は富山市内の学校の統合で対応するという答弁がありました。

まず、この答弁について、もう少しどういうことなのか、よろしければ御説明をいただきたいと思います。

丸田県立高校改革推進課長　大規模校の説明は御存じのとおりだと思いますが、大規模校でございます総合選択ハイスクールは、普通系学科のスタンダードをベースとしまして、スポーツや芸術を重点的に学べる教育内容や職業系専門科目の一部を含め、多様な選択科目を開設したいという案にしてございます。今回の構想は、現在の各学校の教育内容

に着目し、県立学校を再構築していきたいということでございます。

新時代ハイスクールの設置に当たりましては、先ほどの御質問にもございましたが、地区ごとの中学校卒業予定者数を踏まえまして、地域バランスを考慮し、配置していくこととしております。

一般質問で知事がお答えさせていただきましたとおり、大規模校は富山市内に設置するとしておりますが、ほかの地域への影響を考慮する必要もございますため、基本的には富山市内の県立高校を対象に再構築する形で検討を進めることになると考えています。

永森委員　同じお答えだったのですけれども、富山市内の学校の統合を非常に分かりやすく言えば、今、呉羽高校の名前を挙げるのはどうかと思いますけれども、呉羽高校が6学級ありますと、富山北部高校が6学級ありますと、これを合わせると12学級になるのですけれども、そういうイメージのことを言っておられると思っています。その学校名は別にいたしまして、そういう意味合いで答弁はなされたのだと思っています。

ただ、これまでと違うのは、県東部・西部と分けるのではなくて、県下全体から大規模校は生徒が来ることを想定しておられるということなのです。私は少しそのあたりについて、まだ懐疑的なところもありまして、現状は通学区域を超えて、たくさんの方が富山学区に来ておられますけれども、それでもやはりほとんどの方は、富山学区の方は富山学区の学校に来られているし、例えば呉羽高校を見てみると、ほとんどが富山市内、そして一部に射水市から来ていて、これでもう8割を超えているのですよね。

なので、果たして、本当に新川学区、砺波学区からもこの大規模校に来るのかというところがまず少し懐疑的なと

ころもあり、そのあたりは、やはりしっかりとニーズの把握をしていただきたいと思っております。

その上で、当然来ることを想定しているのであれば、生徒はやはり富山市内にどうしても集中しがちになるのではないかと思います。他学区の定員設定について、前の質問では、どういう地域エリアでバランスを検討するかということはまだ定かにされていませんでしたけれども、普通に考えると、やはり新川、砺波、高岡学区から富山市の大規模校に来ることになると新川、砺波、高岡学区の定員設定に当然影響しないわけがないと思うのです。そういうことをどのように整理していくのかをお尋ねしておきたいと思います。

丸田県立高校改革推進課長　やはり新時代ハイスクールというのは、魅力ある学校をつくっていきたいということで、生徒や教員のニーズも高い学習内容も選択できる学校をぜひ設けたいというのがこの大規模校の検討につながっていったと思っております。

今御質問がございましたように、先ほどもお答えしましたが、生徒の進学先の選択肢は広域化が進んできております。御指摘いただきましたとおり、大規模校も含めまして、富山市以外の方が富山市の高校に進学されることも、そうした広域化の１つでございますし、富山市から他のエリアに進学することでも全体的な広域化が進んでいることも踏まえますと、私どもとしては、少子化が進む中でも生徒に多様な選択肢を提供していくためには、県内全域にそれぞれ魅力あふれる様々な規模の新時代ハイスクールというものを、通学の環境も考慮しまして、バランスよく配置していくことが大切であると考えているところでございます。

永森委員　とても大事なことをおっしゃられたと思っています。つまり、他学区から富山学区に流れてくるのは、それ

はそれでいいのですけれども、新川学区や砺波学区に生徒が集まるような学校をしっかり配置をしていくことが大事だと思うのです。

いわゆる生徒に人気が出そうなところは、生徒にとって利便性のいいところにしていくと全部富山市になってしまうのですよね。そういう学校こそ、ぜひほかのエリアにしっかり配置をして、そこに富山市内、高岡市内から生徒が流れていくような学校をつくらなければ、今おっしゃっておられることは、うまくいかないのではないかと思います。その点ぜひお願いしたいと思っています。

次に、志願倍率についてお尋ねしたいと思います。

志願の状況を時系列で過去から見てきていると、これまでも新川学区は非常に厳しい状況がずっと続いてきていました。それは致し方ない部分もあると思いますけれども、今回は砺波学区で、これまで割合安定していた砺波高校や南砺福野高校の普通科も定員割れが始まっていまして、これは一時的なものなのか、この先も続いていく傾向なのかというのは非常に懸念されることかと思っています。
そこにもやはり、私立学校の無償化などが影響しているのかと思っております。かつ、石川県と隣接しており、結構バスが出ているところもあるとお聞きをしておりまして、相当数とはいかない数字が出てくる気はいたしておりますけれども、相当数が徐々に石川県の私学等々を、いわゆる普通科を志望する、スポーツ科を志望するというのではなくて、単に学びのために選択している生徒が増えてきているのではないかと思うわけですけれども、その実態についてお尋ねします。

丸田県立高校改革推進課長　県教育委員会では、毎年5月に県内の中学校を対象といたしまして、前年度末の卒業生の進路状況調査を実施しております。

中学校卒業予定者は年々減少します中、内訳では部活動の魅力などを理由として私立高校に進学する生徒が多うございますが、県外の全日制高校へ進学する生徒数は増加傾向にございます。約10年前の平成28年度におきましては92人でございましたが、令和７年度では179人でほぼ倍増している状況でございます。

また、お尋ねの石川県の全日制高校への進学者でございますが、平成28年では33人、その後令和２年度には58人、そして、令和７年度には70人という形で増加をしてきております。こちらも約10年前から２倍を超えている状況でございます。

永森委員　同じ普通科の選択にもかかわらず、なぜ近くにある県立高校を選ばずに、隣県に行かねばならないのか。それは、交通の便が関係しているのかなども含めて、やはりしっかり把握をしながらやっていく必要があると思っています。魅力化というところに関しても、そこに１つのヒントがあるかもしれないですし、単に交通のことだというのであれば、同じような交通の支援を県立でもやってあげればいいだけではないかと思うので、ぜひしっかり検証いただきたいと思っています。

高校のことについては最後ですけれども、富山中部高校は先般の大学の合格発表を見ましても、本当にすばらしい進学実績を上げておられるということで大変誇らしいことでありますし、やってきた取組を非常に評価するわけです。富山中部高校は県内でも屈指の人気校であり、探究科学科はいつも非常に高い倍率で、普通科は逆に低くて、でも、合わせると定員はしっかり超えている状況が続いてきたのですけれども、今回初めて富山中部高校でも、総志願者数で定員割れをする状況になっていました。

高岡高校については、２年連続で実は定員が割れている

状況になっていますし、また、この高岡高校の特徴というのは、富山中部高校と富山高校は探究科学科のほうが人気ですけれども、高岡高校はどういうわけか、ずっと普通科の人気があるのですが、探究科学科がここ2年連続で大きな定員割れをしている状況になっているのです。

そこで何が起きているのかということは、生徒一人一人の選択ですのでなかなか把握が難しいところはあるかと思いますけれども、この現状をどのように受け止めておられるのか。また、新時代とやまハイスクール構想をこれからやっていきますけれども、いわゆる県内のトップ学力層の方々が通う進学校の未来像をどのように描いていくのかということは、生徒、保護者にとっても非常に関心の高いところではないかと思っています。その点を中﨑教育みらい室長にお尋ねをいたします。

中﨑教育みらい室長　令和8年度の県立高校一般入試におきましては、富山中部高校、高岡高校も総志願者数で1倍を割り込む結果となりました。この状況につきましては、私立高校授業料の実質無償化の影響に加えまして、学びの多様な選択肢を求める生徒、保護者のニーズが大変強まっていると受け止めております。

今後、状況の分析が必要だと考えておりますので、予算特別委員会で教育長がお答えしたとおり、1人1台端末などを利用したアンケート調査の実施のほか、毎年の進路希望や進路状況の調査での工夫などを検討してまいりたいと考えております。

また、各高校の特色や魅力はもちろん、そこで何が学べ、どのような学校生活を送り、卒業後はどのような進路を選べるかなど、中学生の皆さんが将来を見据え、主体的に県立高校を選択してもらえるような、また、保護者の皆さんにも理解していただけるような努力が必要だと痛感してお

ります。先日ありました県立学校長会議で、スピード感を持って取り組んでいただきたいと各校長には直接伝えたところであります。

今回の新時代とやまハイスクール構想は、各高校の教育内容に着目し、県立学校を再構築するものと申し上げておりますが、これまでの各高校での教育実績に新たな取組を加え、今後必要と考えられる教育内容に整理していく予定にしております。

お尋ねの進学校につきましては、スタンダードやＳＴＥＡＭ、グローバルなどに整理した上で、新たな取組とともに、７つの学校類型に組み入れることになると考えております。それらの配置につきましては、これまでも申し上げておりますけれども、各地域における今後の中学校卒業予定者数を踏まえ、県内にバランスよく設置していくことになると考えております。

永森委員　スタンダードやＳＴＥＡＭ、グローバルといった類型になるということでした。また、お話はありませんでしたけれども、中高一貫校など、様々な形でこうした学校がより魅力があり、学びたい方々がしっかり学べる学校となるように、ぜひともまた取り組んでいただきたいと思います。

次に、あと２問は、学校の水泳の授業についてお尋ねをしたいと思います。

射水市においては、今後学校のプールを原則改修はしないことにいたしまして、既存の屋内のプールを活用し、働き方改革なども含めまして、水泳授業を委託することを決めているようです。

屋外プールは、昨今、本当に非常に暑過ぎるということで実際なかなか授業も実施できないことも多いと聞いております。

そこで、まず、県内小・中学校の水泳授業の実施状況はどのようになっているのか五島保健体育課長にお尋ねいたします。

五島保健体育課長　県内の小学校、中学校、義務教育学校におけます水泳授業の実施状況などにつきまして、市町村から聞き取りをいたしましたところ、活用可能な自校プール――自分の学校のプールについての割合は、小学校で168校中146校、約87％、中学校72校中10校、約14％、義務教育学校４校中３校、75％といった状況でございました。

水泳授業の実施につきましては、小学校及び義務教育学校の前期課程では全校で実施しておりますが、中学校及び義務教育学校後期課程では、76校中８校、約11％といった状況でございました。

また、授業の実施頻度につきましては、６月から９月までの期間に学年ごとに週２回、３回実施しているケースが多く、中には公共の屋内プールを活用しまして、年間を通して三、四回程度実施しているところもございました。

なお、自校プール以外の施設を利用した水泳授業は11の市町、39校で実施されておりまして、このうち１つの市、２つの学校で民間施設を利用して、授業に取り組まれております。

水泳授業の委託の現状でございますが、水泳協会や民間スポーツクラブに水泳指導を委託して、公共の屋内プールにおいて授業を実施した事例がございます。

永森委員　自校のプールが約87％とおっしゃったので、残りの13％では、いわゆる公共のプールを活用しながら水泳の授業を実施しているという認識でよろしいでしょうか。

五島保健体育課長　それで大丈夫です。

永森委員　次の質問に移ります。

先ほどおっしゃられたとおり、今授業は実施しておられ

るということだったのですけれども、自校にプールがあるとはいえ、猛暑の影響もあり、なかなか授業ができないこともあったり、また、通常夏休みというのは、プールが開放されて、小学生がプールバッグを持って、時間を分けて使って、我々の子供時代を思い出しても非常に楽しみなことだったと思い起こすのですけれども、射水市はプール開放もこれでやめるということも言っておられます。というのも、去年は暑過ぎて１日しか開けられなかった、しかもそれは大雨の日だったということらしいのです。

話を戻せば、やはりプールを改修すると、数億お金がかかることもあり、自治体の財政の状況もいろいろ考えていくと、今後プールの改修をしないところは広がっていくのではないかということを１つ懸念しておかねばならないと思っています。そうなってくると、外部のプールを使うことになり、水泳授業の実施頻度が減ったりすることもあるのかと思っております。

課題としての受け止めであったり、そうした水泳授業の廃止、縮小が子供たちにどのような影響を与えると考えられるのか五島課長にお尋ねいたします。

五島保健体育課長　今ほど答弁させていただいたところではございますが、県内市町村の中には、自分の学校のプールの利用に代えて、公共・民間プールを利用した授業や民間指導者による水泳指導を実施されている事例もあるところです。

これは、学校プールの整備・維持管理費の削減、特に屋内プールの場合は、近年の猛暑に伴う熱中症対策に効果的であることや専門的な指導を受けられることなどが背景にあると考えております。

一方で、公共・民間のプール利用の際には、移動手段や施設使用料などの財政負担が生じること、また、学校から

近隣の施設であっても、徒歩移動の際の安全対策が必要になってくるといったことが考えられます。

学習指導要領では、学校及びその近くに公営のプールなどの適切な水泳場がない場合には、水遊びや水泳運動の実技を取り扱わないことができること、その場合は、事故防止などの観点から、安全確保やマナーなどの心得について、座学などで必ず取り上げることとなっております。

水泳授業の廃止や縮小は、自分の命を守る泳法技能の習得や水に対する不安感を取り除くなどの機会の減少のほか、水泳授業を楽しみにしている子供たちの活動や意欲の低下にもつながると考えております。

県教育委員会としては、水泳授業が今後も適切かつ安全に実施されるよう、各市町村教育委員会に対し、全国での取組事例などの情報提供に努めてまいります。

永森委員　それこそ川であったり、海であったり、自然豊かな富山県であります。おっしゃったように、水泳の基本的なことをしっかりと身につけていくことは大事なことだと思います。また、今ほど授業がなければ座学でもということもおっしゃられましたけれども、やはり座学ではなかなか水泳を身につけていくことは困難だと思っておりますので、そのあたり、しっかり環境が確保されていくように、県としても、いろいろと市町村の財政措置なども含めまして支援に当たっていただきたいと思います。

立村委員　私からは、交通指導取締りについてお伺いしたいと思います。

皆さん御存じのとおり、先日富山市の国道８号交差点において、大変残念な、悲惨な交通死亡事故が発生したところであります。お亡くなりになられたお２人はさぞ無念であったことかと思います。心から御冥福をお祈りしたいと思います。

こういった事故をなくしていくために、人の命を奪うような危険な運転の撲滅に向けて努めて行く必要があると思います。

そこで、危険な運転といえば、あおり運転というものがあるわけですが、このあおり運転については、平成29年に神奈川県の東名高速道路で一家４人が死傷した事故を契機に世論の気運が高まり、社会問題化し、令和２年６月に妨害運転罪が創設されたところであります。

昨年末の報道では、富山市内で幅寄せや急ブレーキを繰り返した人があおり運転で逮捕されたという記事が載っておりました。この案件に関しては、被害者が警察に訴えて、それを受けた警察は、被害者のドライブレコーダーの映像を確認して、逮捕されたと記載がありました。

私はそれを見て、県警自体の自主的な取締りについてはどうなっているのかということをふと疑問に思いましたもので、今回お伺いいたしますけれども、いわゆるあおり運転の取締りの状況はどのようなものでしょうか。令和２年６月の妨害運転罪の創設以降の同罪での検挙件数と併せて井上交通部長にお伺いいたします。

井上交通部長　令和２年６月30日に施行された改正道路交通法で妨害運転、いわゆるあおり運転に対する罰則が創設され、併せて基礎点数等に関する規定が整備されております。この改正により、他の車両等の通行を妨害する目的で急ブレーキ禁止違反や車間距離保持等の一定の違反行為をした運転者に対しては、最大で５年の拘禁刑に処せられ、さらに運転免許の取消処分の対象となります。

改正道路交通法が施行されて以降、当県でのあおり運転の検挙件数は、暫定数ではございますが、８件でありまして、急ブレーキをかけての進路妨害や急な進路変更による通行妨害を行ったことなどで本罪を適用して検挙しており

ます。

あおり運転を未然に防止するための交通指導取締りは、あおり運転に発展するおそれが高い車間距離不保持を中心に行っており、特に高速道路では、毎年、県警ヘリつるぎとパトカーが連携し、空陸一体となって違反取締りを推進しています。なお、車間距離不保持の検挙件数は、令和2年以降821件となっております。

あおり運転は極めて悪質かつ危険な行為であることから、県警察といたしましては、引き続き交通指導取締りを推進し、重大事故の未然防止に努めてまいります。

立村委員　令和2年にそういった罪が創設されて以来、検挙件数は8件という数字をどう捉えるかは人それぞれかと思いますけれども、個人的にはちょっと少ないのではないかと感じます。今回の事件はあおり運転に該当するのかどうか分かりませんけれども、実社会で生きている人間の一人として、もっとそういった行為が行われているのではないかと危惧しております。

今ほど部長の御答弁の中で、1年に1回、高速道路を舞台に空と陸で取締りをやっておられるということでありますが、こういったあおり運転でしたら、例えばドローンを活用した取締りも可能であろうかと思いますので、またそういったことも視野に入れて、指導、取締りの強化に引き続き努めていただければと思います。

繰り返しになりますが、先日、ああいった交通死亡事故がございました。県警として、今後、そのような危険運転に対する取締りに対して、どのように取り組んでいかれるのか井上部長にお伺いしたいと思います。

井上交通部長　委員御質問の交通事故は、先ほどもお話にありましたとおり、3月7日の午前5時30分頃、国道8号八町交差点において発生した事故でありまして、3月8日、

被疑者を赤信号を殊さら無視し、交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転して重大な事故を起こしたとして、危険運転致死罪で通常逮捕し、現在捜査を行っているものであります。

一方で、再発防止のための交通指導取締りは、全警察署などに対して、深夜時間帯から早朝時間帯まで、国道など主要幹線道路において、可搬式オービスなどを活用した速度取締り、交差点における信号無視などの取締り、パトカーによるレッドライト走行、駐留警戒などの活動を強化するように指示をしており、悪質、危険性の高い違反行為の検挙と通行車両の速度抑制を強力に推進しているところであります。

県警察といたしましては、痛ましい交通事故が二度と起こることのないように、危険な運転行為に対しては厳正に対処してまいります。

立村委員　県警察も限られた人員でありますので、なかなか対応は難しいところもあろうかと思いますが、こういった悲惨な事件でお２人がお亡くなりになられた事実を厳粛に受け止めていただいて、部長もおっしゃられましたとおり、本当に取締りを強化していただきたいと思います。

私もつい先日、いろいろあって、夜中、早朝に国道８号線を走行することがよくありました。そのときには、やはりかなりのスピードを出しておられるなという印象を持った車が多々ありました。今回の事件は捜査中ですので差し控えますけれども、いろいろなことが明るみになればなるほど、本当に驚くことがいっぱいあるわけで、今回の事件を特殊事案とせず、繰り返しになりますが、そういった取締りについて、強力に進めていっていただければと思います。

鹿熊委員　３月から４月にかけてのこの時期は、別れと新た

な出会いの時期でございます。私は、今月末をもって退職されます３名の方に所感をお伺いさせていただきたいと思います。

最初は、教育委員会の中﨑教育次長にお尋ねをさせていただきます。

中﨑次長におかれましては、昭和62年に本県に奉職されて以来、実に39年の長きにわたり本県教育の発展に御尽力をされました。

令和４年からの４年間は、教育次長という要職において、学校現場で培われた豊富な経験と確かな判断力、決断力を持って、本県教育行政の要として、数々の難題に真摯に向き合ってこられました。

とりわけ富山県教育の羅針盤ともいうべき富山県教育振興基本計画の改訂をはじめ、少人数教育の充実、教職員の働き方改革、ＩＣＴ教育の推進、そして、高校再編といった時代の要請に応える重要施策を力強く推進されました。これらの御功績は、本県教育の礎として、末永く語り継がれることと思います。

教育次長として御労苦も多かったと思うわけでありますが、教育行政に情熱を傾注されたこれまでの御奉職に心から敬意を表しますとともに、感謝を申し上げる次第であります。

つきましては、この39年間を振り返りながら、御退職に当たっての心境、本県教育の未来への期待、また後進に送る言葉など、お聞かせいただければ幸いであります。

中﨑教育次長　今ほどは鹿熊委員から、過分な御紹介、心の込もったお言葉をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、今回、瀬川委員長、立村副委員長をはじめ委員の皆様の前で発言の機会を与えていただいたことに感謝申し

上げます。
今の心境ですが、もうそんなにたったのかということで、長きにわたり県教育委員会には大変お世話になったということであります。
実は大学へはものづくりをしたいと言って行きました。ただ、地元に帰ってくる選択肢を広げようと思って、大学院のときに教職の課程を取り始め、母校に行った教育実習で人づくりは何て面白いのだろうということ、そのやりがい、それから、その面白みを感じて、教員を目指したということであります。
今でも覚えていますが、大変暑い日でありましたが、教員採用検査の日、面接の中で、子供たちに何らかのいい影響を与えたいということを堂々と話したのを今でも覚えております。ただ、一方で、その思いがなくなれば、辞めなければいけないということも実は思った次第であります。
しかし、今日までこられたのは、本当に御縁をいただいた皆様のおかげであり、感謝しかないと思っております。また、家族の応援、それから、何よりも生徒の感謝の言葉、あるいは卒業してからの活躍を見る機会を得ることがあって、続けてこられたと思っております。
後進へのアドバイスでありますが、長い教員人生の中で感じたことは幾つもありますが、３つだけお話しさせてください。
１つ目は、先ほど言いました生徒に何らかのいい影響を与えたいということでありましたが、それは大変傲慢な考えであったと、むしろ学んだのは私のほうだったというのが１つ目であります。
それから、２つ目、自分の成功体験を基に生徒たちにいろいろ意見を言うわけですけれども、それは無意識のうちに何か枠にはめている、押しつけていることになるのかと

思います。教育は、様々な子供たちを相手にしておりますので、自分の枠にはめ込むことは決してあってはならないと思っております。

３つ目でありますが、生徒たちはやはり失敗から多くを学ぶということであります。学校の中にそういう安心で安全な環境をつくっていかなければいけないのだろうと。そのために、教員も自分の考え、枠を取っ払う勇気を持って、今後やっていっていただければと思っております。

今、教育を取り巻く環境は大変厳しいものがありますけれども、学校、事務局でも大変な状況ではありますけれども、それを逆境ではなく、むしろチャンスと捉えて、子供たちのために力を尽くしていただければありがたいと、そのように願っております。

終わりになりますけれども、今後とも皆様には県教育委員会に御支援いただきますよう、心からお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

鹿熊委員　教育の真髄をつづるような尊いお話を聞かせていただきまして、どうもありがとうございます。ますます御健勝で御活躍されますように心から御祈念申し上げます。

次に、富山県警察の橋森俊広刑事部長でございます。

橋森刑事部長におかれましては、昭和59年４月に採用され、主に刑事部門で活躍され、これまで捜査第一課長、魚津警察署長、地域部長、首席監察官、富山中央警察署長と県警察の要職を歴任されました。令和６年からは刑事部長として、贈収賄事件や匿名・流動型犯罪グループによる詐欺事件、高級ＳＵＶ車を対象とした広域窃盗事件など、多数の重要事件の捜査を指揮され、検挙、解決に導かれたとお聞きしております。

県民の安全を守り、本県の治安を確保するという強い意志を貫き、果敢に実行してこられたこの間の御奉職に心か

ら敬意を表し、感謝を申し上げます。

つきましては、この42年間を振り返りながら、御退職に当たっての心境や後進に送るお言葉などをお聞かせいただければ幸いでございます。

橋森刑事部長　今ほど鹿熊委員から身に余るお言葉をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、教育警務委員会の場でこういう発言の機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

この教育警務委員会においては、私はこれまで、地域部長、首席監察官、刑事部長という３つのポストで合計４年間出席してまいりました。毎回この委員会に際しましては、委員の先生方の後ろにはたくさんの県民が耳を傾けておるという思いで、いかなる質問がきてもしっかりとお答えできるように準備をして、毎回緊張感を持って臨ませていただきました。

また、今ほども委員のお話にもありましたが、私は、昭和59年の４月に地元の高校を卒業しまして、以降42年間、警察官として生きてまいりました。その間、巡査から警視正という階級に至るまでおりましたけれども、全ての階級において、それぞれの立場で刑事警察の部門において、様々な刑事事件に捜査・従事してまいりました。

若いときは一人の刑事として、また途中からは、指揮官という形でいろいろな事件――殺人事件、強盗事件、放火事件、性犯罪、また、各種暴力団犯罪に対峙してまいりました。しかし、正直若い頃は、今は働き方改革ということがあって、決してそういうことはないのですけれども、本当に全くといっていいぐらい休みも取れませんでしたし、家庭を振り返ることも正直全くできませんで、若い頃は、本当にこの生活を続けていけるのか非常に弱気になった時期もありました。

ただ、そういう中でも、何より妻の理解と協力もありましたし、また、こういう刑事としての仕事をしていく中で、様々な事件において、最初は全く犯人が皆目分からないところから入っていって、いろいろな捜査活動によって、容疑者というものが浮上してきて、その後の捜査によって、いろいろな客観証拠を集めて、被疑者を特定して、逮捕して、検挙に至る、そして解決する。そのことによって、被害者、また被害関係者の方々の無念な思いに少しでも報えることができたかなという達成感、充実感を得ると同時に、様々な事件の過程において、被害者、また被害関係者に寄り添った活動をしてきて、その感謝の気持ちを伝えていただくことの積み重ねによって、この警察官の仕事に関してのやりがいや生きがいを感じるようになり、その思いは、今日に至るまで切れることなく、持ってくることができました。

また、この間、犯罪の情勢は非常に大きく変わってきております。我々が若い刑事であったときは、ほとんどの捜査は県内で終わっておりました。ところが、交通網がどんどん整備されていくことによって、最近では、特に中京圏や関東圏から様々な犯罪グループが富山に乗り込んできています。特殊詐欺もそうですし、いろいろな窃盗事件などを敢行してくる時代になりました。実はあまり表には見えていないのですけれども、昔と違って、今はたくさんの捜査員を日常的に県外に送り出して、捜査をやっていく時代、１つの事件の捜査にたくさんの捜査員をかけていかなければならない時代になりました。

今、県警では警察署の再編を進めておりますけれども、１つの大きな事件には、50人、100人単位の捜査員を投入していく。警察本部はもとより、幾つもの警察署と合同捜査を組んで一斉に捜査を進めていく時代になりましたので、

ぜひともそういう時代に応じた捜査体制を維持していけるように、一刻も早くそういう体制をつくっていけるように、ますます委員の先生の皆様には御支援のほどをお願いしたいと思っております。

ただそういう中でも、実は若手の捜査員も結構育ってきておりますし、先生方もいろいろと報道を見ていただいたと思いますけれども、昨年、国立大学の准教授が関わったメンズエステ風営法違反事件や金融商品取引法違反という事件――これは県内外の匿名・流動型犯罪グループが主に中核となって起こした事件ですけれども、被疑者を全員捕まえるとともに、その背後で金を吸い上げていた暴力団の組長たちも捕まえていったというように捜査力もどんどん備わってきております。また、毎年警察庁が実は年明けに公表している各県警の検挙率――私はこれを県警の捜査力と言っているのですけれども、富山県警察におきましては、ここ近年は、全国トップクラスの検挙率を誇っております。

後に続く者に対してですけれども、やはり富山県の安心・安全を維持していくために、検挙力をさらに向上していくとともに、被害者、被害関係者の方々の心の痛みや苦しみという気持ちに寄り添った、血の通った対応をしていくことが大事な両輪だと思っておりますので、この両輪を上手に回して、真っすぐ前に向いて行っていただきたいと考えております。

終わりになりますけれども、本当に長い間にわたって、県警に御支援いただいております委員の先生方にお礼を申し上げますとともに、委員の先生方の今後ますますの御健勝と御活躍をされることをお祈りしまして、私の挨拶とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

鹿熊委員　橋森刑事部長には本当にこれまでの集大成のような答弁をいただきまして、どうもありがとうございます。

これからの富山県警への期待、また後進への思いの込もったお話でありまして、ありがとうございます。

本当に橋森さんは、もう風貌、存在そのものが警察官という感じでありまして、もっと長い間お付き合いをさせていただけたらと思っていた次第でございますが、ますます御健勝で御活躍されますように御祈念を申し上げます。

続きまして、福山大地域部長におかれましては、昭和62年４月に採用され、39年間、富山県警察に奉職されました。これまでに組織犯罪対策課長、捜査第一課長、砺波警察署長、治安対策プロジェクトチーム総括責任者、そして地域部長を歴任されました。

在職中は、主に刑事畑を歩まれ、特に匿名・流動型犯罪グループ対策として発足した治安対策プロジェクトチームでは、初代総括責任者として、その辣腕を振るわれ、県民の安全・安心な暮らしの確保に尽力されました。また、地域部長在任中は、災害復興を祈念したブルーインパルス展示飛行など、大型催事に伴う雑踏警備の指揮を取られたほか、山岳警備隊60周年の節目に当たり、隊員の救助技術向上に取り組み、安全登山の実現にも大いに貢献されたと伺っております。本県の治安の確保と地域に溶け込む県警の姿を目指し、強い意志で実行してこられました。この間の御奉職に心から敬意を表し、感謝を申し上げます。

つきましては、この39年間を振り返りながら、御退職に当たっての心境や県警への期待、また、後進に送る言葉などをお聞かせいただければ幸いであります。よろしくお願いします。

福山地域部長　今ほどは身に余るねぎらいのお言葉をいただき、また、年度末の大切な教育警務委員会の場において、発言の機会をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

私は、一般企業から転職して、昭和62年に警察官を拝命したのですが、そのきっかけは山岳警備隊であり、警察学校卒業と同時に山岳警備隊員となりました。その後、駐在所勤務を経て、刑事となったのですが、警察人生の大半を刑事部門、生活安全部門、公安部門のそれぞれにおいて捜査に携わり、組織犯罪対策課長、捜査一課長、匿名・流動型犯罪グループ対策の治安対策プロジェクトチームに携わり、最後に山岳警備隊を主管する地域部長をさせていただき、改めて原点を見つめ直せと言われたような感銘を受けました。

警察の仕事は、感謝されることよりもつらいことのほうが多く、続けてきたからこそ、今は最後までなし得た達成感に満ちあふれていますが、正直なところ、くじけそうになったこともあります。そんなときは、山岳警備隊のモットーである「つらくても、つらくない」という言葉で身を奮い立たせ、仕事で迷ったときは、正しい道は何か、正義は貫けと心を奮い立たせて歩んできました。

また、警察組織はもとより、上司、同僚などの仲間に支えられたことは言うまでもありません。私は昭和、平成、令和と激動する社会情勢と犯罪情勢の中をくぐり抜けてきて、警察官の仕事は、変えていかなければならないことと絶対に変えてはいけないことがあると思っています。先ほどのモットーはまさしく後者であると信じています。

ここ数年の若手警察官の仕事の動きは目を見張るものがあり、全国的な数値でも高いレベルを維持しております。まさしく「日本一安全で安心して暮らせるとやまの実現をめざして」富山県警一丸となって邁進しているところです。後輩には、続けることの大切さを身を持って知らせることができたと思っています。これで、私も安心して、後輩にバトンを引き継ぐことができます。仕事に関して一切の悔

いはありませんが、すばらしい仲間と別れることが悲しいです。

結びになりますが、これまで私を支えてくださった上司、同僚、関係各位の皆様はもとより、様々な場面で県警を叱咤激励していただいた議員の皆様方に心から感謝を申し上げますとともに、皆様方のますますの御健勝と御多幸をお祈りして、退任に当たっての御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

鹿熊委員　福山地域部長におかれましても、今後ますますの御健勝と、そして御活躍されますように心からお祈り申し上げまして、感謝の言葉といたします。どうもありがとうございました。

瀬川委員長　質問、ほかにありませんか。――ないようですので、これをもって質疑・質問を終わります。

5　行政視察について

瀬川委員長　次に、閉会中の継続審査事件の調査のための行政視察について議題といたします。

県内行政視察については、必要に応じて機動的に実施していきたいと考えており、その実施に当たっての日程調整等については委員長に御一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

瀬川委員長　御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

瀬川委員長　以上で、付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はありませんか。――ないようですので、これをもって教育警務委員会を閉会します。